

令和元年伯耆町
第1回定例会

条例等議案説明資料概要



令和2年3月

伯耆町 総務課

議案等説明資料

提出課：住民課

議案番号 8	伯耆町印鑑条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、国の印鑑登録証明事務処理要領が一部改正されることを踏まえ、所要の改正を行うもの。
2. 概要	成年被後見人本人が申請し、かつ、法定代理人が同行しているときは、当該被成年後見人の印鑑登録を行うことができるようにする。
3. 施行期日	公布の日

提出課：住民課

議案番号 9	伯耆町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。
2. 概要	条例中で引用する「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」について、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に題名改称される等の一部改正がなされたため、対応する部分について改正するもの。
3. 施行期日	公布の日

提出課：地域整備課

議案番号 10	伯耆町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	
(提案理由及び概要)		
1. 理由	地方自治法の一部改正により、引用している条文の条項ずれが生じたため。	
2. 概要	今回の改正により、下記のとおり条項ずれが生じたため、引用する条を改正する。 (内容的な改正は無し。)	
	伯耆町水道事業の設置等に関する条例	地方自治法
		改正前の条
		改正後の条
	第6条	第243条の2
		第243条の2の2
3. 施行期日	令和2年4月1日	

議案番号 11	南部箕蚊屋広域連合規約の一部変更について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	南部箕蚊屋広域連合の経費の支弁方法の一部である関係町村の負担金の算定方法について、地域支援事業に要する経費の負担割合を定めるため、地方自治法第291条の3第1項及び第291条の11の規定により、南部箕蚊屋広域連合の規約の一部を変更することについて、議会の議決を求めるもの。
2. 概要	○広域連合の経費のうち、地域支援事業に要する経費にかかる関係町村の負担割合を、介護保険給付と同様に、均等割10%、給付費割90%とする。 ただし、地域支援事業に要する経費のうち、関係町村ごとに区分できない経費については、給付費割部分を高齢者人口割とする。 ○「老人保健福祉計画」の字句を「老人福祉計画」に修正する。
3. 施行期日	令和2年4月1日

議案番号 12	伯耆町監査委員条例の一部改正について												
(提案理由及び概要)													
1. 理由	①地方自治法の一部改正により、引用している条文の条ずれ等が生じたため。 ②定期監査、例月出納検査の実施時期の見直しを行う。												
2. 概要	①今回の改正により、下記のとおり条ずれ等が生じたため、引用する条及び条文を改正する。(内容的な改正はなし)												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">伯耆町監査委員条例</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">地方自治法</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">改正前の条</th> <th style="text-align: center;">改正後の条</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第6条</td> <td style="text-align: center;">第243条の2</td> <td style="text-align: center;">第243条の2の2</td> </tr> </tbody> </table>		伯耆町監査委員条例	地方自治法		改正前の条	改正後の条	第6条	第243条の2	第243条の2の2				
伯耆町監査委員条例	地方自治法												
	改正前の条	改正後の条											
第6条	第243条の2	第243条の2の2											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">伯耆町監査委員条例 第1条</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">地方自治法第202条</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">改正前の条文</th> <th style="text-align: center;">改正後の条文</th> <th style="text-align: center;">改正前の条文</th> <th style="text-align: center;">改正後の条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">法及びこれに基づく政令に規定するものを除くほか</td> <td style="text-align: center;">法令に特別の定めがあるものを除くほか</td> <td style="text-align: center;">この法律及びこれに基づく政令に規定するものを除く外</td> <td style="text-align: center;">法令に特別の定めがあるものを除くほか</td> </tr> </tbody> </table>		伯耆町監査委員条例 第1条		地方自治法第202条		改正前の条文	改正後の条文	改正前の条文	改正後の条文	法及びこれに基づく政令に規定するものを除くほか	法令に特別の定めがあるものを除くほか	この法律及びこれに基づく政令に規定するものを除く外	法令に特別の定めがあるものを除くほか
伯耆町監査委員条例 第1条		地方自治法第202条											
改正前の条文	改正後の条文	改正前の条文	改正後の条文										
法及びこれに基づく政令に規定するものを除くほか	法令に特別の定めがあるものを除くほか	この法律及びこれに基づく政令に規定するものを除く外	法令に特別の定めがあるものを除くほか										
	②監査の実施時期を改正する。 定例監査の表現を定期監査に、時期を6月から10月を9月から2月に改正 例月出納検査の時期を10日から20日に改正												
3. 施行期日	令和2年4月1日												

議案番号 13	伯耆町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和2年4月1日から新たに会計年度任用職員制度が導入されることに併せて、会計年度任用職員のサービスの宣誓に関する条項を追加する。
2. 概要	会計年度任用職員のサービスの宣誓について、任命権者が別段の定めをすることができる旨を条例に追記し、任用形態や任用手続きに応じた方法で行うことを可能とするもの。 【具体例】 会計年度任用職員は、年度毎に新たな任用となるためサービスの宣誓が必要となるが、再度の任用を行った場合には、先の任用に際して行ったサービスの宣誓をもって、これを行ったものとみなすことなどが可能となる。
3. 施行期日	令和2年4月1日

議案番号 14	伯耆町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について																																						
(提案理由及び概要)																																							
1. 理由	令和元年8月の人事院勧告による、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行に準じて改正するもの。																																						
2. 概要	<p>《法改正の内容》</p> <p>○期末手当</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">国</th> </tr> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> <th>引き上げ幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>1.70月</td> <td>1.675月</td> <td>0.025月</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>1.70月</td> <td>1.675月</td> <td>0.025月</td> </tr> <tr> <td>年間</td> <td>3.40月</td> <td>3.35月</td> <td>0.05月</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国は令和元年12月期から改定。</p> <p>《伯耆町における対応》</p> <p>○期末手当</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">伯耆町 特別職</th> </tr> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> <th>引き上げ幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>1.70月</td> <td>1.675月</td> <td>0.025月</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>1.70月</td> <td>1.675月</td> <td>0.025月</td> </tr> <tr> <td>年間</td> <td>3.40月</td> <td>3.35月</td> <td>0.05月</td> </tr> </tbody> </table>		国			改正後	改正前	引き上げ幅	6月	1.70月	1.675月	0.025月	12月	1.70月	1.675月	0.025月	年間	3.40月	3.35月	0.05月		伯耆町 特別職			改正後	改正前	引き上げ幅	6月	1.70月	1.675月	0.025月	12月	1.70月	1.675月	0.025月	年間	3.40月	3.35月	0.05月
	国																																						
	改正後	改正前	引き上げ幅																																				
6月	1.70月	1.675月	0.025月																																				
12月	1.70月	1.675月	0.025月																																				
年間	3.40月	3.35月	0.05月																																				
	伯耆町 特別職																																						
	改正後	改正前	引き上げ幅																																				
6月	1.70月	1.675月	0.025月																																				
12月	1.70月	1.675月	0.025月																																				
年間	3.40月	3.35月	0.05月																																				
3. 施行期日	令和2年4月1日																																						

議案番号 15	伯耆町被災者住宅再建等支援事業助成条例の一部改正について						
(提案理由及び概要)							
1. 理由	災害救助法に基づく被災した住宅の応急修理の対象が拡大されたことにより、鳥取県被災者住宅再建等支援条例が一部改正され、同条例により交付する支援金の額の見直しが行われることに伴い、所要の改正を行うもの。						
2. 概要 (交付額の見直し)							
(1) 被災者住宅再建等支援金							
	対象世帯	現行	改正後				
	一部損壊世帯 (被害割合10%以上)	上限30万円	上限30万円 <small>(応急修理を受けることができる場合(国の制度を利用する場合)にあつては、応急修理のために支出されるべき費用の額を控除した額)</small>				
(2) 被災者住宅修繕促進支援金							
	対象世帯	現行	改正後				
	一部損壊世帯 (被害割合5%以上10%未満)	2万円	5万円				
	一部損壊世帯 (被害割合5%未満)	2万円	2万円				
(見直し後の額)							
住宅再建の方法	世帯人数	損 傷 の 程 度					
		全 壊 (50%以上)	大規模半壊 (40%以上)	半 壊 (20%以上)	一 部 損 壊		
10%以上	5%以上				5%未満		
建設又は 購入	複数	300万円	250万円	100万円	—		
	単身	225万円	187.5万円	75万円	—		
補 修	複数	200万円	150万円	上限100万円	上限30万円		
	単身	150万円	112.5万円	上限75万円	<small>(応急修理を受けることができる場合にあつては、応急修理のために支出されるべき費用の額を控除した額)</small>		
3. 施行期日	公布の日。 支援金額の規定は、鳥取県被災者住宅再建等支援条例の一部を改正する条例の施行の日から適用する。						

議案番号 16	伯耆町合併支援事業基金条例の廃止について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	平成17年に鳥取県市町村合併支援交付金条例の対象事業の財源となる地方債の償還に充てるため、伯耆町合併支援事業基金を設置した。(旧岸本町・旧溝口町で平成16年に設置。) 鳥取県市町村合併支援交付金を積み立て、年次的に取り崩しを行ってきたが、今年度末に償還が完了するため、条例を廃止するもの。
2. 施行期日	令和2年4月1日

議案番号 17	伯耆町企業等立地促進条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	労働力不足などの社会情勢の変化に伴い、今後、大規模製造業等の企業誘致が困難であることから、企業誘致優遇制度を見直し、土地取得奨励金を廃止するため、伯耆町企業等立地促進条例の一部を改正するもの。
2. 概要	企業誘致優遇制度のうち土地取得奨励金を廃止する。
3. 施行期日	令和2年4月1日

議案番号 18	伯耆町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令において、人員基準が参酌化されることに伴い、条例の附則に定める放課後児童支援員となることができる者(以下「みなし支援員」という。)に係る経過措置期間について改正を行うもの。 ※ みなし支援員 (国基準附則第2条) 都道府県知事等が実施する認定資格研修を修了していない者であっても、研修の受講資格を有し、令和2年3月31日までに研修を修了予定の者は、放課後児童支援員とみなすことができることとされている。
2. 概要	「みなし支援員」に係る経過措置が令和2年3月31日で終了すること、及び令和2年4月1日から人員基準が参酌化されることに伴い、資格を有する放課後児童支援員を確保することによって、放課後児童クラブの安定した運営を継続するため、みなし支援員に係る経過措置期間を令和5年3月31日まで延長する。
3. 施行期日	令和2年4月1日

議案番号 19	伯耆町営住宅条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	令和2年4月1日に民法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、伯耆町営住宅条例の一部を改正する。
2. 概要	改正後の民法第465条の2により個人根保証契約の極度額の設定が必要となったため、入居者の連帯保証人が保証する限度額を入居時の家賃の6か月分に相当する額として設定する。 その他所要の規定の整備を行う。
3. 施行期日	令和2年4月1日

議案番号
20

伯耆町水道事業給水条例の一部改正について

(提案理由及び概要)

1. 理由
- ①水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者の指定について更新制が導入されたため。
 - ②水道法施行令の一部改正により、引用している条文の条ずれが生じたため。

2. 概要
- ①指定給水装置工事事業者の指定の有効期間について、従来の無期限から、5年間となったことにより、今回、指定更新手数料を新規追加する。
指定更新手数料：1件につき10,000円（指定手数料と同額）

なお、現在指定を受けている指定給水装置工事事業者については、次のとおりの経過措置が設けられている。

指定を受けた年月日	有効期間	最初の更新期限
平成10年4月1日から平成11年3月31日まで	1年	令和2年9月29日
平成11年4月1日から平成15年3月31日まで	2年	令和3年9月29日
平成15年4月1日から平成19年3月31日まで	3年	令和4年9月29日
平成19年4月1日から平成25年3月31日まで	4年	令和5年9月29日
平成25年4月1日から令和元年9月30日まで	5年	令和6年9月29日

- ②水道法施行令の改正により、下記のとおり条ずれが生じたため、引用する条項を改正する。

伯耆町水道事業給水条例	水道法施行令	
	改正前の条項	改正後の条項
第8条第4項及び第5項	第5条	第6条
第37条第1項		

3. 施行期日 公布の日